

○宮城県教育委員会共催及び後援名義取扱規程（平成三年宮城県教育委員会訓令甲第四号）

（趣旨）

第1条 この訓令は、宮城県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が教育委員会以外のもので行う教育関係の行事を共同主催し、又は後援することに関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- 一 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者として責任の一部を負担すること。
- 二 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助すること。

（共催等の名義）

第3条 共催及び後援（以下「共催等」という。）について使用を承認する名義は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 広範囲にわたる規模の行事について共催等の承認を行う場合 宮城県教育委員会
- 二 一の教育事務所の所管区域内に限って行われる行事について共催等の承認を行う場合 合 当該教育事務所の名称

（承認の基準）

第4条 教育長又は教育事務所長（以下「教育長等」という。）は、教育長にあつては前条第1号に定める名義に係る行事、教育事務所長にあつては同条第2号に定める名義に係る行事で、それぞれ次の各号の全てに該当するものについて、共催等の承認を行うことができる。

- 一 当該行事を完遂する能力があるものによる主催であること。
- 二 教育、学術及び文化の振興に寄与し、教育委員会の方針及び施策に反しない行事で、公益性があること。
- 三 法令に違反しないこと。
- 四 暴力行為、迷惑行為その他社会的な非難を受ける行為を伴うおそれがないこと。
- 五 営利を目的としないこと。
- 六 宗教的又は政治的目的を有しないこと。
- 七 当該行事の開催場所は、保健衛生及び災害防止について必要な措置が講じられていること。
- 八 その他不相当と認めることがないこと。

（申請の手続）

第5条 共催等の承認を受けようとするものは、共催等承認申請書（様式第1号）を原則として開催期日一月前までに、第3条第1号に定める名義については教育長に、同条第2号に定める名義については当該教育事務所長に提出しなければならない。

2 教育長等は前項の申請書を受理したときは、速やかに承認するか否かを様式第2号により文書で通知するものとする。

（添付書類）

第6条 前条に規定する申請書には、次の書類を添付させるものとする。

- 1 行事計画書
- 2 収支予算書
- 3 役員その他主な行事関係者の身分を明らかにする書類
- 4 その他必要書類

(承認の条件)

第7条 共催等の承認に際しては、必要により次に掲げる条件を付すものとする。

- 1 申請当時の行事計画に変更があった場合は、行事計画の変更届(様式第3号)により直ちに届け出ること。
- 2 行事終了後は、直ちにその結果につき報告書(様式第4号)、収支決算書及びその他必要書類を提出すること。
- 3 事故防止、救護体制等について十分に留意すること。
- 4 後援の承認を行うに際しては、原則として行事に係る経費の負担支出を伴わないこと。

(承認の取消し)

第8条 教育長等は、共催等の承認について次の各号のいずれかに該当する場合は、様式

第5号により当該承認を取り消すことができる。

- 1 虚偽の申請により承認を受けたとき。
- 2 第4条に規定する基準を満たさなくなったとき。
- 3 前条に規定する条件に違反したとき。
- 4 承認を受けたものから取消しの申出があったとき。
- 5 その他承認を取り消すことが適当であると認めるとき。

2 前項の取消しをしようとする場合は、教育長等は、必要に応じ、申請者その他の関係者から事情を聴取する等の調査を行うものとする。

附 則

この訓令は、平成三年七月一日から施行する。

附 則 (平成六年教委訓令甲第二号)

この訓令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年教委訓令甲第四号)

この訓令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年教委訓令甲第八号)

この訓令は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年教委訓令甲第六号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成三十年四月一日から施行し、同日以後承認する行事の共催等について適用する。

(経過措置)

2 この訓令の施行日以前に、改正前の訓令の規定に基づいて行われた行事の共催等の申

請及び承認は、改正後の訓令の規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則 (令和三年教委訓令甲第十一号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年教委訓令甲第五号)

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。